

平成27年10月より

# マイナンバーの通知が始まります！



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入が決定しました。平成27年10月からマイナンバーが随時通知され、平成28年1月より、社会保障・税・災害対策の行政手続きでの活用が始まります。

マイナンバー制度に関する問い合わせ 総務課 ☎0537⑧1132

## 1人に1つマイナンバー

マイナンバー（社会保障・税番号）とは、日本国内に住民票を持つ全ての人に割り当てられる、一人一人異なる12桁の個人番号のことです。マイナンバーを用いることで、さまざまな機関が持つ個人情報をもひも付けられることから、同じ人の情報であることを確認できるようになり、スムーズでより正確な手続きが可能になります。

## マイナンバーの利用範囲

マイナンバーは、法律に規定された社会保障や税務関係の手続き、災害対策などの限られた分野で利用されます。

### ◆社会保障

年金の資格取得や確認・給付、雇用保険の資格取得や確認・給付、ハローワークの事務、医療保険給付の請求、福祉分野の給付、生活保護など

### ◆税務関係の手続き

税務署などに提出する確定申告書、届出書、法定調書への記載など

### ◆災害対策

防災・災害対策の事務、被災者生活再建支援金の給付、被災者台帳の作成事務など

※このほかに、社会保障・地方税・災害対策に関する事務で市町が条例で定めるもの

## 安全・安心な情報管理

マイナンバー制度には「個人情報情報の漏えい対策は大丈夫か」「他人にマイナンバーを使われないか」といった懸念の声もありますが、安全に制度を運用するため、制度とシステムの両面から個人情報を保護する仕組みを整備しています。

### ◆制度面

法律に定められた場合以外でのマイナンバーの収集禁止、マイナンバーの収集には本人確認を義務付け、国の特定個人情報保護委員会によるマイナンバーが適切に管理されているかのチェックなど

### ◆システム面

個人情報情報を分散管理して苦づる式の情報漏えいを防止、システム使用者を制限して通信を暗号化、行政機関間のやりとりでマイナンバーを使用しないなど

※今後、自分の個人情報などのようにやりとりされているのかを自分で確認できるシステムが、稼働する予定です。

## マイナンバーのメリット

### ①国民の利便性の向上



#### 手続きが素早く正確に

年金や福祉などの申請時に必要な課税証明書といった書類の添付を省略。行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスのお知らせをスムーズに受け取ったりできます。

### ②行政の効率化



#### 手続きが簡単に

国や地方公共団体で複数の業務間での連携が進むと、さまざまな情報の照合や入力にかかる時間や労力が軽減され、無駄の少ない迅速かつ正確な手続きができるようになります。

### ③公平・公正な社会の実現



#### 給付金などの不正受給防止

行政が所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。本当に困っている人へのきめ細やかな支援ができます。